

総務省 1

2008 January

広報誌



特集1

新春座談会 **2008年の総務省**
～大臣と若手職員の座談会～ 今の仕事、これからの抱負

特集2

所得税の住宅ローン控除を受けている方や退職などで平成19年に所得が大きく減った方は、ご注目！

**税源移譲に伴う住民税の特例措置を
受けるには、申告が必要です**

特集3

あなたにもできることがきっとある！

消防団の新たなスタイルと、これからの消防団

地方のかがやき

森と文化を再評価して
自然と共生するまちへ

山形県小国町

総務省

1

2008 January

2008年1月1日発行

発行 総務省

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

(中央合同庁舎第2号館)

TEL 03-5253-5111(代表)

制作 株式会社 文化工房

〒106-0032 東京都港区六本木5-10-31

TEL 03-5770-7100 FAX 03-5770-7133

今月の表紙

昨年1月7日に金沢城公園で行われた金沢市消防出初式の「加賀とびはしご登り演技」の様子です。勇壮な消防団員の演技に会場に詰めかけた市民は、大きな拍手と喝采を送りました。



CONTENTS

特集1

新春座談会

2008年の総務省 ～大臣と若手職員の座談会～ 今の仕事、これからの抱負

特集2

所得税の住宅ローン控除を受けている方や退職などで平成19年に所得が大きく減った方は、ご注目!

税源移譲に伴う住民税の特例措置を受けるには、申告が必要です

特集3

あなたにもできることがきっとある!

消防団の新たなスタイルと、 これからの消防団

MIC NEWS

- 行事が多いこの季節は、とくに注意!
政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止
- 自治体消防制度60周年記念
「119番の日」シンポジウムの開催
- 放送分野におけるメディア・リテラシー教材
全国各地で普及活動を行っています
- 国民共通の貴重な財産を未来に残すために
「第54回文化財防火デー」の開催

地方のかがやき

森と文化を再評価して自然と共生するまちへ
山形県小国町

新春座談会

特集 1

国と地方の行政改革、ICTの国際競争力強化、国民の安心・安全の確保など、総務省が手がけている政策は、国民の生活にとってどれも重要なものばかりです。総務省広報誌新春号では、増田寛也総務大臣と総務省の若手職員による座談会の様子をご紹介します。それぞれの仕事や総務省の現状、そしてこれから何をしていくべきかなどについて、率直な意見が交わされました。



増田 寛也総務大臣

ますだひろや



西澤能之

にしざわ たかゆき

人事・恩給局参事官室(人事評価)
(平成8年入省)



添田 徹郎

そえた てつろう

行政管理局管理室(査定)
(経済産業・環境)(平成8年入省)

2008年の総務省

～大臣と若手職員の座談会～

今の仕事、これからの抱負



田中 良斉
たなか よしなり

消防庁国民保護・防災部参事官付
(併任 防災情報室) (平成9年入省)



宮本貴章
みやもと たかあき

自治行政局自治政策課国際室
(併任 地域情報政策室) (平成10年入省)



清水久子
しみず ひさこ

郵政行政局信書便事業課
(平成9年入省)



内藤新一
ないとう しんいち

総合通信基盤局電気通信事業部
消費者行政課 (平成10年入省)

地方都市や留学、他省庁 違う環境での経験が財産

大臣 新年明けましておめでとうございます。今年は総務省も8年目を迎えます。今日は、入省10年目ぐらいの働きざかりの職員の皆さんに集まってもらいました。皆さんが入省したころは、省として統合される前だったから、別々の役所に入ったんだね。今日はぜひ皆さんの視点からざっくばらんな意見を聞かせてください。まずは自己紹介から始めましょう。



西澤 平成8年に入りまして、現在は人事・恩給局で国家公務員の人事評価制度を担当しています西澤能之

です。この部署に来る前は、鳥取市役所に企画推進部長として出向していました。その前は行政管理局で行政改革、機構の査定を行っていました。地方での経験を得られたことは、自分にとって非常に大きな財産です。

大臣 人事評価は難しい仕事のひとつですね。

添田 平成8年に旧総務庁に入りました添田と申します。西澤さんとは同期です。今年の夏からは、行政管理局の経済産業省と環境省の担当ということで、この2省の定員・組織の査定を行っています。その前は、消防庁の予防課に2年間おりました。異動の前日に新潟県中越沖地震が発生したのが印象的でした。そのほか、官房総務課での法令審査なども行っていました。現在は、機構・定員の査定ということですが、全体として定員が純減という中で、各省庁ともそれぞれ人員増を求めています。私たちとしては、どこまでメリハリのある査定を行えるかが課題です。実際にやるとなると難しい面もあり、手探りでやっているところです。

大臣 地方での経験はどうですか？

添田 地方経験はありませんが、内閣府や内閣官房への出向がありました。

田中 平成9年入省の田中良斉と申します。よろしくお願いいたします。総務省では、これまで地方財政や国家公務員制度を担当し、直近は、大



臣政務官室にて仕事をしておりました。地方勤務は、広島県と長野県を経験し、また、アメリカ留学をさせていただく機会に恵まれました。現在は、消防庁国民保護・防災部に勤務しておりまして、救助や情報、国際関係の三つの分野を主に担当しております。それぞれ大きな課題を抱えておりますが、救助関係では、大きな地震、生物化学テロによる災害など大規模化・複雑化・多様化する災害に対応するための全国的な救助体制や装備の充実・強化等、情報関係では、災害に強い消防防災通信ネットワークの構築等、国際関係では消防防災分野の国際協力・国際交流の推進などに取り組んでおります。

大臣 地方にはいつ行きました

か？

田中 広島県には入省後すぐに赴任し、長野県には5年ほど前に赴任いたしました。

宮本 平成10年に入省しました宮本貴章と申します。現在、自治行政局国際室と地域情報政策室の兼務をしております。国際室の関係では、地域の国際交流についての仕事をしています。地域情報政策室では電子自治体の

推進を担当しています。今の部署に来る前は、内閣官房の郵政民営化推進室にいました。大臣が郵政民営化委員会の委員でいらっしゃるときも勤務していました。

大臣 そうでしたか。

宮本 その前は、総務省の自治行政局公務員部で地方公務員法などを担当した後に、アメリカに2年ほど留学していました。環境省に出向していた時期もありました。地方では島根県に出向させていただきました。

大臣 環境省ではどこにいましたか？

宮本 総合環境政策局にいました。水俣病の原因企業であるチッソの支援に関する業務をしていました。患者の皆さんにどのように補償を

していくかを担当するセクションです。

清水 平成9年に入省しました清水久子です。総務省になってからは、官房企画課で規制改革などについて、省の取りまとめの仕事をしてきました。その後、総合通信基盤局に移りまして、国際部で平成17年のユビキタス会議開催に携わりました。世界85カ国から約600名が集まった会議でしたが、机で文書を書く仕事だけでなく、ユビキタスを世界に発信する大型イベントというなかなか経験できない興味深い仕事をさせていただきました。その後、郵政行政局に配属となり、現在は信書便事業課で郵便・信書便制度の見直しの研究会を担当しています。

大臣 地方や出向の経験はありま

すか？

清水 財務省へ行きました。出向したときは、大蔵省でしたが、配属中に財務省になりました。

内藤 平成10年に入省しました内藤新一です。入省しましてからは、ネット上での取引に信頼性を与えるための電子署名法の制定に携わっていました。また、電波法の改正で、携帯電話の端末など基準に合っているかどうかの検査について、以前は第三者機関が行っていたものを、しっかりと責任をとることを条件にメーカーも行えるようにする規制改革に携わりました。現在は電気通信事業部消費者行政課で、迷惑メール対策の推進やネット上の有害情報を遮断するフィルタリングサービスの普及促進を



担当しています。また、イギリス留学に2年間行かせていただき、規制について勉強しました。

改善の進む「縦割り社会」 違う部署が連携し政策実現

大臣 私が岩手県知事になったのは平成7年でした。国家公務員を退職したのがその前年の平成6年12月5日でした。その後に皆さんは国家公務員として働き出して、平成13年1月に総務省ができて、3つの役所が一緒になりました。今まで皆さんのお話を聞いていると、入った省庁の仕事をしつつ、他の省庁の仕事にも関与されているようです。総務省としても仕事の範囲が広がっていま

す。それと組織が大きくなったから互いの連携も重要です。皆さんは入省約10年の中堅どころで、働き盛りの方々です。総務省というこの大きな組織の中で、皆さんはご自分の存在感を発揮できていますか？ それと、私は霞が関に13年ぶりに戻ってきたわけですが、ずいぶんと雰囲気が変わった気がします。現在の仕事や職場について思うことを聞かせてください。内藤さんからいきましょう。

内藤 有害なインターネット情報を遮断するフィルタリングサービスの普及については、地方自治体の取組も非常に重要です。今年の2月には、電気通信事業者だけでなく、地方自治体に対しても普及の呼びかけをしました。総務省になってから、施策を実施するときに、国だけでなく、地方自治体も一緒にやれるようになったというのは、実感しています。省庁再編の効果ですね。それだけでなく、他省庁とも連携がとりやすくなっていると思います。縦割りの考え方も入ったところに比べるとずいぶんと和らいでいる気がします。フィルタリングについて、警察庁や文部科学省とも一緒に推進しています。



昔はなかなか難しかったと言われていたことが、ずいぶんとやりやすくなっていると思います。

大臣 それだけ、いくつかの部署や省庁が連携しなければならない課題が多くなってきたとも言えますね。フィルタリングについても、今のものから、ぐっとワンランクアップしたものができていることに期待しています。清水さんはいかがですか？

清水 ICTが進展していく中で、コミュニケーションツールもどんどん変化しています。そのような流れの中にあっても、現在の部署で信書便についての仕事をしていて分かりますが、紙での通信手段の意義も失われるわけではありません。ただ、単に通信手段としてだけではなく、それぞれの地域にと



っての価値を見いだしていくことも重要です。総務省になったわけですから、やはり、地域振興の視点を持った方といろいろとお話をし、アイデアを頂きながら、よりよい仕事ができればと思います。

大臣 内藤さんと清水さんは郵政関係の仕事に携わっているわけですが、地方自治体の窓口は企画課になるのかな？ 郵政省のころは地方自治体へのパイプってあまりなかったでしょう。総務省になってから地方自治体への「話の持っていく方」はずいぶんよくなったでしょう。

内藤 ブロードバンドの整備促進についても地方自治体の協力なしには推進することができませんが、ずいぶん話をしやすくなったのではないかと思います。

大臣 自治体に話を持ちかけるときは、どのセクションが対応するかが重要です。どういうルートで、脚色されずにトップに話を持っていけるかですね。宮本さんは情報政策の関係でしたね。

宮本 地域情報政策室の関係で申しますと、自治体の情報セキュリティの確保やIT化をどのように推進するかに取り組んでいます。技術がかかわるそうした仕事では、旧郵政省のさまざまな部署と連携しています。個人情報保護という観点では、行政管理局の皆さんとも仕事をしています。一つの省の中で気軽に相談し合える雰囲気ができていると思います。また、



現在の情報政策室長は、旧郵政省出身の方に来ていただいていますから、日々の業務を通じて、さまざまな方と情報交換ができていると実感しています。

田中 私は以前、国家公務員の人事制度を担当させていただいたことがありました。国と地方の人事制度で共通することなどについては、省内の関係部局が密接な連携を取り合っ

て取り組んでいくことがとても有効ではないかと感じました。また、大臣政務官室で仕事をさせていただいた際は、旧3省庁の所管分野を効果的に連携させ、「総務省の政務官」として仕事をされていらっしゃるのを間近で見させていただくことができました。霞が関における総務省、国家や国民の中での総務省という視点をより強く意識できるようになりました。

添田 行政組織のスリム化にはいくつかの視点があります。一つは、4年間かけて取り組んでいる定員



合理化計画があります。また、国のある部署を独立行政法人に移行するなどの方法もあります。私の担当分野では、計画的な合理化という部分と増員という部分がありますが、それぞれの省庁の要望を聞きながら、本当にそれだけの人員が必要かを見極めていきます。

大臣 田中さんも人事・恩給局にいましたね。

田中 はい。この部局では、それぞれの省庁の人事担当とお会いして、折衝することも多いです。

大臣 人事のことについては、他の省庁からもいろいろと言ってくるよね。各省庁の意見には国民の視点がちゃんと入っていると思いますか？ それとも人事を任命する立

場、つまり役人としての狭い立場だけで要求していますか？

添田 組織防衛的な部分がまったくないとは言えないかもしれませんが、例えば経済産業省でも、要求のウェイトは、産業振興的な立場から、製品の安全や国民の保護などに移ってきています。行政の視線もかなり国民の視線を意識したものに変わってきているのではないのでしょうか。

西澤 我々の作る公務員評価制度のユーザーは、各省庁の人事担当者、そして実際に評価を受ける職員の方々です。各省庁の意見は非常に重要ですので、しっかり聞きながら制度設計をしていかなければなりません。「優秀な若手職員像」と言ったときに、「言われた仕事をしっかりやるのがよい職員だ」と言う省庁もあれば、「自分で考えて行動して、自分で仕事を取ってくるのがよい職員だ」という価値観の省庁もあります。省庁によってもカラーがありますし、職員に求められる素養も多様です。ですから、どこまでを全政府統一的な制度にして、どこからを各省庁の自由に委ねるかといったところをきちんと考えていかなければ、評価が形式的になってしまいます。実地に使えて、実際にその評価結果を給与にも反映できるような評価制度をつくっていくためには、各省庁のニーズも踏まえた上で、取り組んでいかなければならないと

思います。

納税者の立場の視線を持ち 志と誠実さを忘れないで

大臣 それでは、今年の抱負を聞かせてください。宮本さんからいきましょうか。

宮本 国際室の関連ですと、海外から青年を呼んで来て、自治体の学校ですとか、役所で仕事をしてもらうJETプログラムという事業を行っていますが、その重要性がますます高まっています。具体的に申しますと、例えば、平成23年から小学校での英語教育が義務化されることとされており、そういう意味でもJETプログラムが活躍できる場はどんどん広がっていくと思います。それに向けて準備をしていきたいと思っています。地域情報政策室につきましては、電子自治体の推進をしていますが、具体的には情報セキュリティをどれだけ高めていけるかが重要だと思います。最近、職員や外部委託先から個人情報漏洩する事件も多く起こっています。それをどう防いでいくかなどを検討するワーキンググループを立ち上げました。そこでの議論を踏まえながら、総務省として何かを打ち出していければと思います。それから利便性の向上という意味では、オンライン申請を携帯電話からできるようにするとか、証明書などをもっと身近な



場所で受け取れるようにできないか、なども検討するワーキンググループを別途、立ち上げましたので、そちらの議論を踏まえながら、総務省として何ができるのかを考えたいと思います。

清水 仕事の関係では引き続き郵便・信書便についての研究会ですが、今後は、将来のあるべき郵便・信書便制度について検討しようと思っています。当然、郵便を取り巻く環境も変わってきておりますが、利用者にどのようなサービスニーズがあるのか、利用者の視点に立って、じっくりと考えていきたいと思っています。単に制度を机の上でいじっていても仕方ありません。いろいろな

サービスの状況や水準についても、「実はここにも」が総務省のキャッチフレーズですが、まさに「ここにもいた」と思われるように、きちんと求められている制度というのを考えていきたいなと思います。仕事に取り組む姿勢としては、働き始めて11年、別に区切りはよくないのですが、ちょうど女性30代の厄年が終わりまして、非常に前向きになれるような気がしています。初心に戻って、至らない点や偏っている点に気をつけながら、柔軟に取り組んでいければと思っています。

大臣 総務省という職場は、女性として働きやすいですか？

清水 働きやすいと思います。公務



員ですので、育児休暇などの制度がしっかりしていますが、時間を短くして勤務するような制度については、現実的には取りづらいですね。ですが、先輩の女性職員の方々を見れば、育児休暇を取り、復帰されてからは、時間をやりくりして頑張っているらしいです。私も時期が来ればそのような制度を活用できると思います。

内藤 入省して10年目ですので、初心に返りたいと思います。私は消費者行政課におりますから、消費者や国民の声がダイレクトに入ってきます。国民の視線を持ちながら、行政官として何ができるのかを日々考えながら、実行していきたいと思います。

大臣 10年目というと課長補佐の立

場ですね。皆さんは働き盛りで、何を任せても精力的に取り組める年代ですね。

西澤 公務員制度改革の中で人事評価制度はとても大きな役割を占めています。この制度の本格実施に向けて、制度の詳細を設計していくことが今年の大きな課題です。その中で、ちょっと大げさに聞こえるかもしれませんが、「公務員の行動様式を変える」ことを意識していきたいと思います。先ほどから話に出ている「国民の視線を持つ」ということはもちろんですが、「チャレンジして失敗した人が報われる」制度、つまり何もしないで減点されないよりは、何か新しいことに挑戦して、失敗したとしても、その挑戦する行為が認められ

る仕組みができないかな？と思っています。あまりよく言われていない公務員たちの行動様式の改善に、この評価制度が役立っていけばと思います。

添田 今の査定という業務で言えば、要求を頂いて、良いか悪いかの判断する業務が中心になっていますが、組織の在り方、とりわけ地方分権では地方支分部局の在り方が見直されています。私が担当しているのは経済産業省と環境省ですが、その組織の在り方としてはどういう形がよいのか議論を続けていきたいと思っています。また、直接の業務からは離れますが、消防庁での勤務や、内閣官房等への出向など、いろんな方々と一緒に仕事をさせていただきました。これからも、そういった人のつながりを大切にして、仕事に生かしていければと思います。

田中 平成19年・20年は、地方自治法施行と自治体消防制度の誕生から60周年という節目の年になります。過去の歴史を踏まえながら、中長期的な未来を見据えつつ、現在の直面する諸課題に取り組んでまいりたいと考えております。消防庁は、国民の安心・安全を確保するという非常に重要な任務を担っており、市町村消防を原則とした住民生活、地域・現場に密着した分野から、近年では国家的な非常事態・災害などに対して司令塔的な機能と役割を求められる分野まで、幅広いフィールドを担当し

ております。地域・現場の視点から国家的な視点まで、複眼的な視点を持って業務を進めていくことができればと思います。

大臣 国家公務員として大切なことは、志を持って、この仕事が大切だと思うことです。そして、国民に対して公平であることです。時代が変わり、公務員に対する資質や役割も変わっていくけれど、絶対に変わらない基礎的な条件みたいなものがあ

って、それは、税金を使って仕事をしているということです。民間の仕事も重要です。公務員の仕事の方が存在価値が高いなんていうことは毛頭言うつもりはありません。それぞれ大切です。ただ、税金を使っている、という点だけは決定的に違います。それと、外部の人々と付き合いが重なってくるうちに麻痺することがあります。自分の役職が上がれば、上がるほどそこは強く意識しなけれ

ばなりません。公務員の汚職は、納税者からすればこれほど切ないことはありません。納税者の立場に立って、その考え方と気持ちを理解し、忠実に仕事をしていってください。そして、3省庁が一体となった総務省で、別々だった組織が統合されたメリットが最大限に出るように頑張ってください。



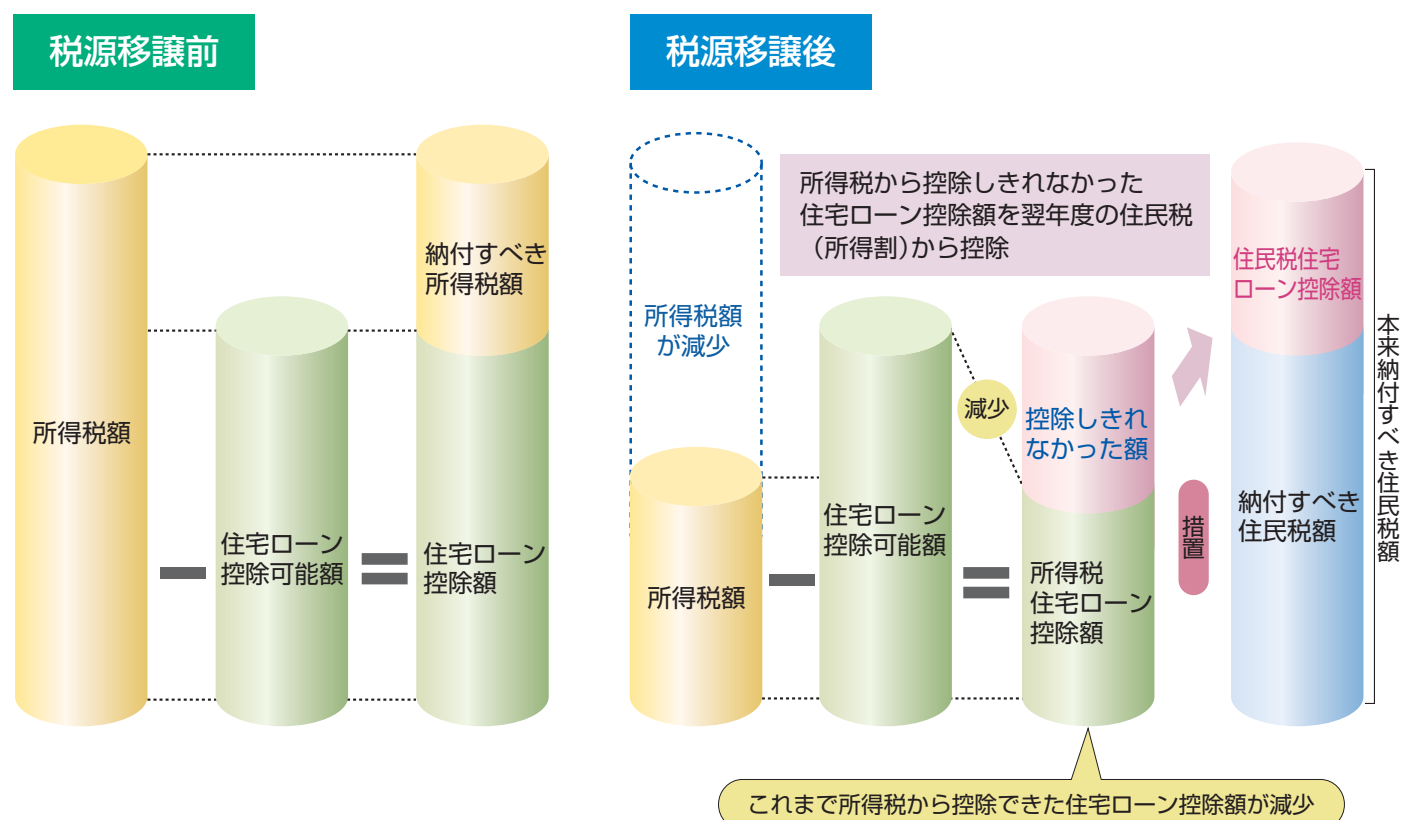
所得税の住宅ローン控除を受けている方や退職などで平 税源移譲に伴う住民税の特例措置を

身近で、よりよい行政サービスを行うために、国から地方への「税源移譲」が始まりました。それに伴い、ほとんどの方
宅ローン控除を受けている方や平成19年に所得が大きく減った方については、申告を行うことにより住民税の特例措置

①所得税から住宅ローン控除額を引ききれな

住民税の住宅ローン控除とは？

住宅ローンを払っている方で、一定の要件に該当する方には、所得税の税負担を軽減するため「住宅借入金等特別控除」（いわゆる「住宅ローン控除」）が設けられています。これは本来納付すべき所得税額から住宅ローン残高の一定割合を控除する制度です。税源移譲によって所得税が減額となり、控除可能な住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、毎年の申告により翌年度の住民税（所得割）から控除できます。





税源移讓

は、平成19年1月から所得税が減り、その分6月から住民税が増えています。しかし、注意しなければならないことも！住を受けられる場合があります。この特集では、これらの制度を分かりやすく説明していきます。

かった方は、翌年度の住民税から控除されます

住民税の住宅ローン控除は、どんな方が対象なの？

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方のうち、控除可能額が所得税額を上回り、全額を控除できなかった方が住民税の住宅ローン控除の対象となります。



年末調整で住宅ローン控除の適用を受けている方は源泉徴収票をチェック!

支 払 を受け る 者		住所又は居所	氏 名		(受給者番号)		(フリガナ)		(役職名)	
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額		
		千 円		千 円		千 円		千 円		
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		扶養親族の数(配偶者を除く)		障害者の数(本人を除く)		社会保険料等の金額		
		千 円		人		人		千 円		
有 無 氏 名		千 円		人		人		千 円		
		千 円		人		人		千 円		
(源泉) 住宅借入金等特別控除可能額		A 円		国民年金保険料等の金額		千 円		千 円		
		千 円		千 円		千 円		千 円		
未 納 者		本人が障害者等		その他		障害者		外国人		
		特別		一般		特別		中途就・退職		
		特別		夫		勤労生		就職退職		
		特別		死に退職		災害者		年 月 日		
		特別		死に退職		外国人		明 大 昭 平 年 月 日		
		特別		死に退職		外国人		19 年 月 日		
支 払 者		住所(居所)又は所在地		氏名又は名称		(電話)				
整理 欄		①		②				3 1 5 - 1		

**A に金額の記載のある方は
申告の必要あり！**

では、実際にはどのような方が気をつけなければならないのでしょうか？

年末調整で住宅ローン控除の適用を受けている方にとっては、「給与所得の源泉徴収票」にある「(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額」の欄に金額が記載されている方は申告の対象となります。

**確定申告を行う方の適用要件について
は、お住まいの市区町村にお問い合わせ
ください。**

住民税の住宅ローン控除は、所得税から住民税への税源移譲によって所得税と住民税を合わせた税負担が変わること
 減少する方(平成18年末までに入居した方に限ります)について、お住まいの市区町村への申告(平成20年3月17日期

住宅ローン控除のモデルケース

次のケースを見ていきましょう。税源移譲前は26万3,000円の住宅ローン控除を所得税から受けていた方です。しかし、移譲後は所得税が16万5,500円に減ったので9万7,500円を控除しきれなくなりました。この場合は申告すれば翌年度の住民税(所得割)からこの差額を控除することができます。

夫婦+子ども2人 給与収入700万円(住宅ローン控除可能額:27万円)の場合

	税額	住宅ローン控除額	負担額
税源移譲前	所得税	263,000	0
	住民税	0	196,000
	合計	459,000	263,000
↓			
	税額	住宅ローン控除額	負担額
税源移譲後	所得税	165,500	0
	住民税	97,500	196,000
	合計	459,000	263,000

(単位:円)

**申告が
必要!**

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税(所得割)から控除します。

※夫婦+子ども2人の場合で、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。



がないように、平成19年分以降の所得税の額が減少することに伴い、所得税の額から控除できる住宅ローン控除額が限)により、減少相当額を翌年度分の住民税から控除する制度です。

どのように申告すればいいの？

住民税の住宅ローン控除の対象となる方は、**平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」**を提出してください。

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

所得税の確定申告をされない方 → 申告書に源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
 所得税の確定申告をされる方 → 所得税の確定申告書と共に税務署へ提出

源泉徴収票や確定申告書の数値を転記すると住民税の住宅ローン控除申告書が作成できるツール(Excel形式)を総務省ホームページで提供しています。



しょう子ちゃん

申告期限
**平成20年
 3月17日まで**

住宅ローン控除 Q & A



Q 所得税の住宅ローン控除の適用を受けているが住民税の住宅ローン控除の対象になるか分からない。

A 年末調整で住宅ローン控除の適用を受けている方はP.11をご覧ください。また、確定申告を行うサラリーマンや自営業者等の方は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q 平成19年以降に入居した場合はどうなるの？

A 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられました。詳しくは、所轄の税務署にお問い合わせください。

※「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除の期間を延長する方式(10年から15年に延長)」の選択制をとる特例が創設されています。

② 平成19年に所得が減って所得税が課されなく

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響の付します。

所得変動に係る特例措置は、どんな方が対象なの？

平成18年には一定の所得があったが、平成19年に大幅に所得が減った方が対象です。

平成19年に出産や病気で長期休職中の方、定年退職された方や依願退職された方、自営業で大幅に平成19年の所得が減った方などが対象です。

産休中の方



スキルアップのために会社を辞めた方



退職した方



自営業で、急激に業績が悪化した方

所得変動のモデルケース

夫婦 給与収入500万円の場合

	平成18年（度）	平成19年（度）	
所得税	220,000	122,500	平成19年の収入が減少した場合
住民税	130,000	227,500	還付されます!!
合計	350,000	350,000	

	平成19年（度）収入なし		
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	差額
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

平成18年は給与収入が500万円あった方が、平成19年に所得が大幅に減り所得税が課されなくなったケースです。平成18年度の住民税額13万円と、平成19年度の住民税額22万7,500円の差額9万7,500円が申告により還付されます。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

※この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除（配偶者控除、扶養控除、基礎控除など）額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額（課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額）以上になる方に限られます。したがって、寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

なった方は、住民税が還付される可能性があります

みを受ける方については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還

どのように申告すればいいの？

所得変動に係る特例措置の対象となる方は、**平成20年7月1日から31日までに**、平成19年度分住民税を課税した**平成19年1月1日現在にお住まいの市区町村**へ「市町村民税道府県民税減額申告書」を提出してください。他の市区町村へ転居された方は、申告先をお間違いにならないよう注意してください。

- 平成19年1月1日現在にお住まいの市区町村に
- 市町村民税道府県民税減額申告書を提出



そうくん

期間内の申告を
お忘れなく！

申告期間
平成20年
7月1日～31日
まで

その他、住民税に関する制度の変更

高齢者非課税措置の廃止に伴う経過措置がなくなります

平成17年1月1日時点で65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進行する中で、年齢にかかわらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降、廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度に税額の2/3、平成19年度には税額の1/3が軽減されていましたが、平成20年度以降はこの経過措置がなくなります。

地震保険料控除が創設されました

近年多発している地震災害を受け、地震災害による損失への備えに係る国民の自助努力を支援する観点から、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。25,000円を限度として、地震保険料契約に関する保険料の1/2が控除されます。



もうくん

お近くの市町村や
税務署に、お気軽
にお問い合わせく
ださい！

◆詳しくは以下のホームページをご覧ください。
<http://www.soumu.go.jp/>

特集3

あなたにもできることがきっとある！

消防団の新たなスタイルと、

消防団は、地域の安心・安全を確保するために、住民の自主的な参加によって構成される組織です。は減少の一途をたどっています。消防庁では消防団員確保に向けて「機能別団員」といった制度を設けて、

今までになかった斬新な消防団が、ぞく

水上バイクで90人の命を救った！

宮崎市消防団



宮崎市消防団では昨年6月、水害時のみに出動する機能別消防団員「水上バイク隊」が発足しました。きっかけは、平成17年の台風第14号による豪雨。市内各所で大規模な浸水被害が発生した際に、水上バイク愛好者4人が住民約90人の救助や病院への物資搬送を実施した実績が認められました。水害や水難事故での救助活動に期待が寄せられています。

趣味が人命救助に
役立ったんだね。
すごいな～！



むうくん

これからの消防団

地域の防災体制の充実には、幅広い層の住民が消防団に参加する必要があります。しかし、その団員数より多くの住民が参加できる体制を整えました。消防団活動にぜひ、あなたの「力」を貸してください！

ぞくと生まれてきています！



団員のコメント

平成17年に起きた台風第14号での救助活動に関する実績が認められて、宮崎市消防局から水上バイク隊発足の依頼があったときは、二つ返事で引き受けました。水上バイクの機動力の高さが認められ、私たちの仲間が市民の生命を守る任務を任されたことに誇りを感じ、身が引き締まる思いです。隊員一丸となって地域の安心・安全を守ります。

ある特定の災害活動を行う、「機能別団員」とは？

従来の消防団員は、その活動のすべてに参加することが基本でした。しかし今、団員を確保することが困難な情勢が続いています。「機能別団員」制度は、大規模な災害が発生したときに、ある特定の能力に特化した団員を配置できるもの。この制度の導入によって、仕事の忙しい会社員や公務員が災害活動や特定の行事だけに参加できるとともに、長年の消防活動により培った技術や経験を持つ消防職団員OBも参加することができるようになりました。

その1

消防団用語の基礎知識

そもそも、消防団って何？

消防団とは、消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず、地域に密着して、住民の安心・安全を守るという重要な役割を担っています。

へえ～、単なる有志ではなくて、法律に基づいた消防機関なのね！



しょう子ちゃん

重機の名手たちが、仕事のスキルをフル活用！

武蔵野市消防団



団員のコメント

私たちは日ごろ、造園業などを営んでいます。大地震など、いざというときには、日ごろの仕事で培っている技術を生かして、パワーショベルなどの重機を使いながら、コンクリートや土砂、倒壊した建物を除去します。私たちの仕事が、消防団活動に役立つことを誇りに思って、これからも重機操作の技術を磨いていきたいと思います。



その2

消防団用語の基礎知識

消防団員は地方公務員？

消防団員は、それぞれの仕事を持ちながら、「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護の精神に基づき、消防活動を行う権限と責任を持つ、非常勤特別職の地方公務員なのです。

崇高な郷土愛護の精神！大事だね～！



そうくん

地元を知り尽くした郵便局員によるバイク隊！

松山市消防団



団員のコメント

私たち、松山西郵便局職員は、配達業務などを通じて地域の道路状況を熟知しています。地域において、大規模な災害が発生したときには、機能別消防団として、郵便配達用のオートバイや軽自動車の機動力を活かして、活躍できるものと信じています。地域の防災訓練などにも積極的に参加して、地域の防災力の向上に努めています。



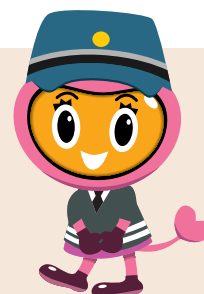
その3

消防団用語の基礎知識

どんな「活動」をしているの？

消防団員は、火災発生時における消火、地震や風水害といった大規模な災害発生時の救助や救出、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎょなどを行っています。また、平常時には、訓練、応急手当の普及指導、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動などにも従事しています。

消火だけでなく、いろいろ活動しているのね。私にもできるかも！



みなさんも、消防団に入って地域社会

消防活動を通じて社会に貢献している消防団。その活動に興味があっても、どこまで参加できるかが分らなくて二の足をや救命講習の指導、住民の避難誘導など多岐にわたっています。ですから、すべての活動に参加できなくても、みなさん一

の活動に参加してみましょう。

女性も活躍の場がたくさんあります

消防団の活性化や地域の期待に応えるために、女性の消防団員を採用する動きが全国的に広まり、女性の参加意欲も高まっています。消防団員数が減少する中、女性消防団員数は年々増加し、平成19年4月1日現在で、その数は15,502人、女性消防団員を採用する消防団は1,058団で全都道府県に及んでいます。女性消防団員は、広報活動や一般家庭の防火指導、一人暮らし高齢者の防火訪問など多岐にわたって活躍しています。



学生さんも大歓迎！

地域の学校に通学する学生のみなさんも消防活動の大きな戦力になります。一部の消防団が採用している「大学生防災サポーター」は、災害時における避難所での対応を主な任務としています。若さと行動力、そして専攻学科の知識を持った学生たちが避難所で活動することで、消防団員は災害現場で消火や救助などの活動に専念できるのです。



に貢献してみませんか？

踏んでいる方も多いのではないのでしょうか？ 消防団の活動範囲は、通常の災害対応はもちろんですが、火災予防広報運動人ひとりにできることがあるはずです。大切なのは地域の安心・安全を守りたいという気持ちです。ぜひ、お近くの消防団

会社ぐるみで社会に貢献しよう

消防団員の約7割は企業などに勤務する被雇用者ですから、消防団活動には団員の職場である事業所の協力が不可欠です。一部の事業所は、敷地を消防団の訓練会場や土のうの備蓄保管場所として提供するとともに、災害時の消防団活動への参加を公務とみなし、他の従業員が仕事を補ったり、勤務したものととして扱うなどの協力体制を整えています。



「消防団協力事業所表示制度」表示マーク

「消防団協力事業所表示制度」

従業員の消防団活動に対する便宜や、消防団への入団促進を図っている事業所を「消防団協力事業所」として認定し、広く社会に紹介する制度です。本制度により、消防団協力事業所の信頼性が向上するとともに、地域の防災体制が一層充実強化されることを目的としています。



そして、地域の安心・安全をみんなで守っていきましょう！

みなさん、消防団の活動にご参加くださいね！



◆詳しくは消防団のホームページをご覧ください。
<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>

行事が多いこの季節は、とくに注意！ 政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止

新しい年を迎え、あいさつ状などのやりとりが行われる季節になりました。しかし、政治家と有権者の間には寄附やあいさつに関するルールがあります。下記のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

1 政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんを問わず罰則をもって禁止されます。

※政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は禁止の対象から除かれます。(政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。)

※政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀・葬式や通夜における香典は罰則の対象から除かれます。(選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度をこえている場合は処罰されます。)

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して、寄附をするように勧誘や要求することも禁止されています。政治家を威圧して、あるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威圧して求めると処罰されます。

3 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されています。選挙に関して寄附をすると処罰されます(政党に対するものは除かれます)。

4 後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、花輪、供花、香典、祝儀などこれらに類するものを出したり、後援団体の設立目的に基づいて行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義にかかわらず、処罰されます。

5 年賀状等のあいさつ状の禁止

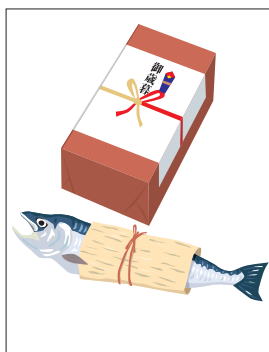
政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状などの時候のあいさつ状(電報も含まれます)を出すことは禁止されます。

6 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつを目的とする有料の広告(いわゆる名刺広告など)を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰されます。なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

**1・2・3・4・6によって処罰されると、
公民権停止の対象となります**

以下のようなものも政治家の寄附禁止の対象となります



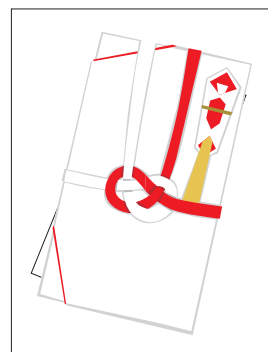
お歳暮やお年賀



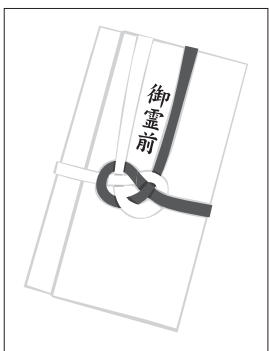
入学祝・卒業祝



病気見舞い



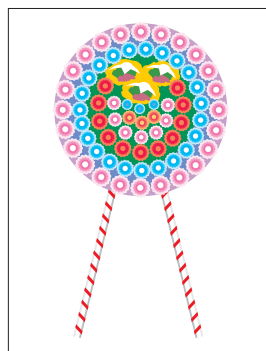
結婚祝



葬式の香典



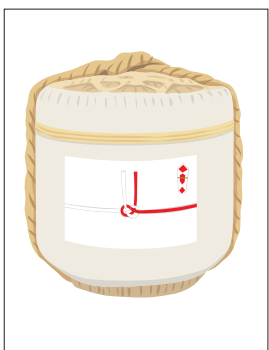
葬式の花輪・供花



落成式・開店祝いの花輪



町内会の集会や旅行
などの催し物への
寸志や飲食物の差入



お祭りへの
寄附や差入



地域の運動会や
スポーツ大会への
飲食物の差入

みんなで徹底しよう「三ない運動」

**贈らない！
求めない！
受け取らない！**

※結婚祝、香典について政治家自ら出席する場合は罰則の適用なし

2

自治体消防制度60周年記念 「119番の日」シンポジウムの開催

日 本の自治体消防制度が誕生してから、間もなく60周年を迎えます。消防庁と財団法人全国消防協会では、この節目の年を記念して、去る11月9日(金)にニッショーホールで「119番の日」シンポジウムを開催しました。「119番の日」(11月9日)は、自治体消防制度40周年を記念して定められた記念日です。今回のシンポジウムは、消防全般に対する正しい理解と認識を深めるとともに、消防防災に関する意識を高め、啓発を広く図り、更なる地域の安心・安全を確立することを目的としています。当日は、第10回全国消防広報コンクール表彰式とともに、貝原俊民氏(前兵庫県知事)の記念講演『阪神・淡路大震災に学ぶ』、そして消防の歴史と未来を議論する学識経験者によるパネルディスカッションが行われました。会場には約720人が訪れ、盛会のうちに幕を閉じました。



荒木慶司消防庁長官の挨拶



第10回全国消防広報コンクール表彰式

毎年11月9日は、「119番の日」だったのね。



しょう子ちゃん



松本零士氏による全国消防イメージキャラクターの紹介



貝原俊民氏による記念講演



パネリスト
山崎登氏
(NHK解説委員)



コーディネーター
室崎益輝氏
(消防庁消防研究センター所長)



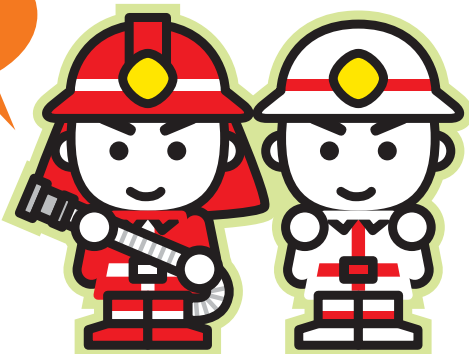
パネリスト
秋本敏文氏
(財団法人日本消防協会理事長)



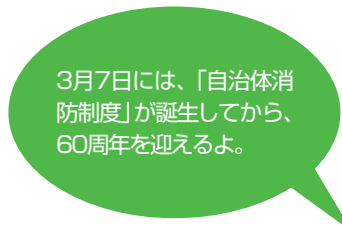
パネリスト
白谷祐二氏
(財団法人消防試験研究センター理事長)



パネリスト
木場弘子氏
(キャスター、千葉大学特命教授)



全国消防イメージキャラクター



もうくん

◆詳しくは消防庁ホームページをご覧ください
<http://www.fdma.go.jp>

放送分野におけるメディア・リテラシー教材 全国各地で普及活動を行っています

メディアとの関わりが不可欠な現代社会において、「メディア・リテラシー」(①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし、活用する能力、③メディアを通じてコミュニケーションする能力)を身につけることの重要性はますます高まっています。

そこで、総務省では、放送分野におけるメディア・リテラシーを向上させるための教材を開発するとともに、広く貸し出しを行っています。

また、開発した教材を普及させるために、イベント会場での展示、学校や市民講座などでの説明会を行っています。今年度はこれまでに、青森市で開催された「地域ICT未来フェスタ2007 in あおもり」(10月)、岡山市で開催された「まなびピア岡山2007」(11月)などで、昨年度開発した新教材を展示しました。これらの会場では、教材の映像を放映しその内容を紹介しました。さらに「地域ICT未来フェスタ2007 in あおもり」では、教材の内容に関するセミナーも開催しました。今後も引き続きメディア・リテラシーの向上のため、全国各地で普及活動を実施していきます。



教材の貸し出しに関するお問い合わせ
専用メールアドレス kyouzai@soumu.go.jp
教材の詳細については
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html



「地域ICT未来フェスタ2007 in あおもり」の会場



展示では実際に教材を視聴できます。(地域ICT未来フェスタ2007 in あおもり)



メディア・リテラシーは保護者や教育関係者にとっても関心の高い分野。多くの方が教材を体験しました。(左：まなびピア岡山2007、右：地域ICT未来フェスタ2007 in あおもり)



セミナーでは教材の開発者による講演を実施。(地域ICT未来フェスタ2007 in あおもり)



展示会場には多くの方が来場しました。(まなびピア岡山2007)

4

国民共通の貴重な財産を未来に残すために 「第54回文化財防火デー」の開催

昭和24年1月26日、法隆寺金堂から出火した火災によって、世界的な至宝と名高い金堂の壁十二面に描かれた仏画の大半が焼け、損傷しました。我が国の文化財建造物の大多数は木造であり、美術工芸品も木や紙、布などの燃えやすい素材によって作られているものがほとんどで、常に火災による焼失や損傷の危険にさらされています。火災から文化財を守るため、昭和30年より、消防庁と文化庁の共同の提案によって、1月26日（法隆寺金堂で火災が発生した日）を「文化財防火デー」と定めて、文化財建造物の防火運動が全国で展開されています。文化財防火運動の一環として、各地で文化財関係者や消防関係者、教育関係者、そして地域の協力の下に消防訓練が実施されます。

国民みんなのかけがえない財産を火災などの災害から守るためにも、地域ぐるみ・住民ぐるみで取り組むことが必要だよ。



むうくん



昨年も大勢の人が積極的に参加して、消防訓練などの行事を実施したのね。



しょう子ちゃん

第53回文化財防火デー（昨年）の様様



池上本門寺（東京都・東京消防庁）



姫路城（兵庫県・姫路市消防局）



法隆寺（奈良県・西和消防組合消防本部）



金峯山寺（奈良県・吉野広域行政組合消防本部）

主な開催予定

1、1月25日（金）

- 視察者：消防庁長官
- 訓練実施場所：正福寺（東京都東村山市）
- 訓練実施消防機関：東京消防庁

2、1月26日（土）

- 視察者：消防庁長官
- 訓練実施場所：二荒山神社（栃木県日光市）
- 訓練実施消防機関：日光市消防本部

◆詳しくは消防庁ホームページをご覧ください

<http://www.fdma.go.jp>

今年も全国各地の文化財で防火のイベントが行われるよ。詳しくは最寄りの消防本部まで問い合わせてね



そうくん

小国町

森と文化を再評価して
自然と共生するまちへ

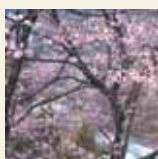
小国町は山形県南西部に位置する人口約9,700人の町です。新潟県との県境に接し、冬は日本海側からの季節風の影響で積雪量が多く、日本でも有数の豪雪地帯です。この積雪が育む豊かな水を求めて昭和13年、特殊合金を製造する企業が工場を設立、地域に大きな雇用をもたらし、産業の中心は農業から工業へとシフトし始めました。現在では町民の4人に1人がこの工場関連の仕事に携わっています。企業城下町としての歴史を歩んできた小国町は今、自然という財産に目を向けようとしています。実は、町域の95%が森林で、その約7割がブナなどの広葉樹林なのです。手つかずの自然を町のシンボルとして位置づけ、都市からの交流人口を増加させるために、住民自らが活動が続けています。豊かな自然の価値を再認識した小国町が展開する「白い森の国づくり」をご紹介します。



雪につつまれた小国町の市街地。降り積もる雪を町の「資源」に転換していくことも町の課題。

TOWN SYMBOL

町章

町の花
オオヤマザクラ町の木
フナ町の鳥
ウグイス

OGUNI TOWN





◆ (上) 秋にはブナの葉が色づき鮮やかな紅葉が山々を覆い尽くす

◆ (左中) 小玉川地区には古くから続くマタギの伝統文化がある。毎年5月には山の恵みに感謝する熊祭りが開催される

◆ (左下) 「白い森おぐに湖」と命名された横川ダムは本年3月に完成予定。昭和42年に発生した羽越水害で壊滅的な被害を受けた小国町にとっては念願の治水設備

◆ (右下) 小国町は日本でも有数の豪雪地帯。多いところでは4メートルの積雪を記録する。



1

自然と共生する白い森構想 広い町を3エリアに分け、 地域に合わせた事業を展開

小国町の面積は広く、737平方キロメートルに及びます。町では、自然と共生する地域づくりを推進する上で「白い森構想」を打ち立てました。白はブナの木肌の色であり、冬に町を覆う雪の色です。構想では、北部の「朝日山麓交流ゾーン」、市街地を中心とする「白い森公園中央基地」、南部・東部の「飯豊山麓交流ゾーン」の3つのエリアを設定。それぞれの地域特性や既存の施設を活用しながら、森林の中での体験学習、スポーツやキャンプなどのレクリエーションなど、地域の魅力を生かした事業を展開しています。



朝日連峰のふもとにある「りふれ」も人々の交流の拠点

2

全国初の森林セラピー®基地に 認定ガイドや設備を整えながら 都市部からの交流人口増加に期待

森林浴という言葉があるとおり、森林が人間の「こころ」や「からだ」に与える効用は大きいとされています。小国町では、林野庁や専門家で組織される「森林セラピーステアリングコミッティ」より、ブナが広がる町南部の^{ぬくみだい}温身平の森林が全国初の「森林セラピー®基地」の一つとして認定を受けました。平成19年6月からはモニターツアーを実施し、東京や仙台などから約50名が温身平を訪れ、森林の効用を体験。町では、森林を案内するガイドを養成するとともに、森林での時間をゆっくりと味わえるベンチや滞在できる温泉施設も整えています。



アテンダントの案内によるセラピーロードの散策

知っ得コラム

28年ぶりに歌舞伎を復活 子どもたちが文化を継承

小国町には歌舞伎の伝統があります。町の中心部の北にある古田という集落では、江戸時代末期に歌舞伎役者「尾上竹三郎」が長い間、滞在していたことから、地元の人々が歌舞伎を学ぶ機会を得たと言われています。大正末期から昭和初期にかけては町内外で公演が行われ、とても盛況でした。しかし、時代の流れとともに衰退していき、昭和33年が最後の公演となりました。歳月の流れとともに復活を望む声は多く、住民たちは議論を重ねながら、歌舞伎の文化的な意義を再認識し、ついに昭和61年、28年ぶりに公演が行われました。現在では、地元の沖庭小学校で子どもたちも歌舞伎を学び公演が行われています。



平成7年には設備の整った古田歌舞伎伝承館が建設され、歌舞伎を継承していく環境も整った。

新潟と米沢を結んだ旧越後街道 地元の人々が保存会を結成して 土に埋もれた峠の敷石を復元

小国町は新潟（越後）と置賜（米沢）を結ぶ旧越後街道沿いに位置しています。旧越後街道には13の峠があり、その中には、牛馬が往来しやすいように石を切り出し、敷石道が整備された峠があります。小国町の黒沢峠もその一つ。しかし小国新道の開削によって、次第に忘れ去られ、敷石も土に埋もれました。昭和55年、黒沢峠周辺の住民が敷石道保存会を発足し、復元作業を開始。翌年には2.9キロに及ぶ道のりの3,600段の敷石を確認しました。この保存活動が契機となり、旧越後街道では他の峠の復元作業も始まっています。



明治時代には旅行家イザベラ・バードも歩いた黒沢峠

ボイラーの燃料を木材に転換 不要な間伐材を利用しながら 地元の林業を活性化

積雪量の多い小国町では、町役場庁舎内の暖房、庁舎駐車場や一部の道路、橋の雪を溶かすために重油ボイラーによる温水供給事業を行ってきました。しかし、地球レベルの温暖化への配慮と地域の未使用資源の活用等を目的とし、ボイラーの更新に合わせて、木質チップボイラーの導入を計画。これに合わせて、町の森林組合ではチップの製造装置の導入を予定しています。森林で発生する間伐材や抹地残材を利用して木質チップを生産し、ボイラーの燃焼のほか製紙会社紙の原料として出荷することを想定しています。



担い手の減少が進む林業でチップ製造は新しい収入源



製造業と森林資源の両輪を守り 豊かな「白い森」の町を推進したい

MESSAGE FROM THE MAYOR

小国町長 小野精一

小国町は山形県の山間部では珍しく、製造業などの第二次産業が経済基盤の中心をなしています。この小さな町で1000人以上の雇用を有する企業があるのは極めて貴重なことです。町では、企業の持続的な発展のために、工業用水や土地の確保、労働力の供給といった支援を行っています。

しかし、景気によって左右される民間企業にだけ頼るわけにはいきません。小国町には日本のどこにも負けない広大な森林資源があります。ブナ林が果てしなく広が

るこの「白い森」は唯一無二の財産です。森林セラピーや峠の敷石道保存、木質チップ事業など、この地の自然と歴史によって生まれた事業が実を結び始めています。町では、この森林を保全し、自然と共生しながら、観光や産業、そして都市部との交流に活用し、新しい経済基盤としてじっくりと育てていきます。

企業の製造業と森林資源の活用。小国町はその両輪で豊かなまちづくりを推進していきます。



**所得税から
住宅ローン
控除額を
引ききれ
なかった方**

申告期間
平成20年
3月17日
まで



**平成19年に
所得が減って
所得税が
課されなく
なった方**

申告期間
平成20年
7月1日～31日
まで

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の税務担当課にお問い合わせください。

住民税のしくみが変わりました！
市区町村への申告により、住民税が減額されます。
対象となる方は...

**申告を
お忘れなく！**



総務省・全国地方税務協議会
●総務省 <http://www.soumu.go.jp/>
●全国地方税務協議会 <http://www.zenzelkyo.jp/>